

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

令和 8 年第 1 回入間市議会定例会において、入間市国民健康保険税条例の一部を改正する議案を提出し議決されました。

〔 改正内容 〕

① 税率等の改定（令和 8 年 4 月 1 日から施行）

埼玉県国民健康保険運営方針の内容を踏まえ、国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するために県が示す保険税水準の準統一に向け取り組み、令和 8 年度に赤字を解消する必要があることから、令和 8 年度の税率等について改定しました。

（ 参 考 ）

区 分		改 定	現 行
医療給付費分	所得割	100分の7.97	100分の6.5
	均等割	48,420円	35,000円
後期高齢者支援金等分	所得割	100分の2.85	100分の2.7
	均等割	17,202円	16,000円
介護納付金分	所得割	100分の2.47	100分の2.3
	均等割	17,520円	16,000円

※令和 7 年度分以前の賦課については、従前の税率等を適用する。

② 賦課限度額の引き上げ（令和 8 年 4 月 1 日から施行）

地方税法施行令の一部が改正（令和 7 年 3 月 3 1 日公布、4 月 1 日施行）され、医療給付費分及び後期高齢者支援金等分の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴条例の賦課限度額を法定賦課限度額に引き上げました。

区 分	改 定	現 行
医療給付費分	<u>6 6 万円</u>	<u>6 5 万円</u>
後期高齢者支援金等分	<u>2 6 万円</u>	<u>2 4 万円</u>
介護納付金分	1 7 万円	1 7 万円
合 計	<u>1 0 9 万円</u>	<u>1 0 6 万円</u>

※介護納付金分は改定なし。

※令和 7 年度分以前の賦課については、従前の賦課限度額を適用する。

③ 子ども・子育て支援納付金分の新設〔令和８年４月１日から施行〕

国は、子ども未来戦略の「加速化プラン」（令和５年１２月２２日閣議決定）に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和８年度に創設しました。

制度開始に伴い、入間市国民健康保険税条例の整備を行いました。

区 分		改 定
子ども・子育て支援納付金分	所得割	<u>100分の0.26</u>
	均等割	<u>1,592円</u>
	18歳以上均等割	110円
	賦課限度額	法定限度額

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方税法施行令の一部改正等に伴い、緊急に入間市国民健康保険税条例を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、令和8年4月1日から施行したものです。

この専決処分については、令和8年第2回入間市議会定例会において議案を提出し承認を得ました。

〔改正内容〕

減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し（第21条関係）

国民健康保険税の減額の対象となる世帯の軽減判定所得について、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を引き上げ、減額措置の拡大を図りました。

〔令和8年3月31日公布、令和7年4月1日施行〕

区 分	軽減判定所得	
	改正後	改正前
7割軽減	(変更なし)	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数－1)
5割軽減	基礎控除額(43万円) +31万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数－1)	基礎控除額(43万円) +30.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数－1)
2割軽減	基礎控除額(43万円) +57万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数－1)	基礎控除額(43万円) +56万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数－1)

※7割軽減対象となる軽減判定所得の基準額については変更ありません。

(参考)

改正後と改正前の比較（令和8年6月23日時点）

※子ども・子育て分含まず

区 分	5割軽減			2割軽減		
	世帯数	被保険者数	軽減額(円)	世帯数	被保険者数	軽減額(円)
改正後	2,125	3,281	115,992,411	2,230	3,583	49,630,268
改正前	2,082	3,213	113,568,543	2,166	3,496	48,470,960
増減数	43	68	2,423,868	64	87	1,159,308

※R8本算定の課税状況で算出しています。（軽減判定所得基準のみの差）

MISAL10税率算定計算表より